

第75期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2023年6月29日（木曜日）午前10時

開催場所

千葉県柏市末広町14-1
ザ・クレストホテル柏
4階 クレストルーム

議案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役9名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

目次

第75期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	4
(提供書面)	
事業報告	13
連結計算書類	30
計算書類	41
監査報告	48

株主各位

証券コード 7923
(発送日) 2023年6月12日
(電子提供措置の開始日) 2023年6月7日
千葉県柏市新十余二16番地1

トーイン株式会社
代表取締役社長 高橋 太

第75期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第75期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。
本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.toin.co.jp/ir/>
(上記ウェブサイトへアクセスいただき、「株主総会」タブを選択して、ご確認ください。)



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>
(上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」欄に「トーイン」又は「コード」欄に当社証券コード「7923」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)



なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年6月28日（水）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1 日 時	2023年6月29日（木曜日）午前10時
2 場 所	千葉県柏市末広町14-1 ザ・クレストホテル柏 4階 クレストルーム (末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3 目的事項	報告事項 1. 第75期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第75期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役9名選任の件 第3号議案 監査役1名選任の件 第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件
4 議決権行使についてのご案内	3頁に記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上のウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

当社ウェブサイト (<https://www.toin.co.jp/ir>)

【新型コロナウイルス感染防止に関するお知らせ】

本株主総会にご出席される株主様におかれましては、開催日現在におけるご自身の体調をご確認のうえ、ご来場賜りますようお願い申し上げます。

また、株主様の安全を第一に考え、本総会会場内においては、スタッフのマスク着用、消毒液の設置、その他の感染予防措置を講じる予定でありますので、ご理解、ご協力のほどお願い申し上げます。なお、ご来場の株主様で体調不良と見受けられる方には、スタッフがお声掛けすることもございますので、予めご了承ください。

本株主総会の運営に関するご案内は、随時、上記ウェブサイトにてお知らせいたしますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

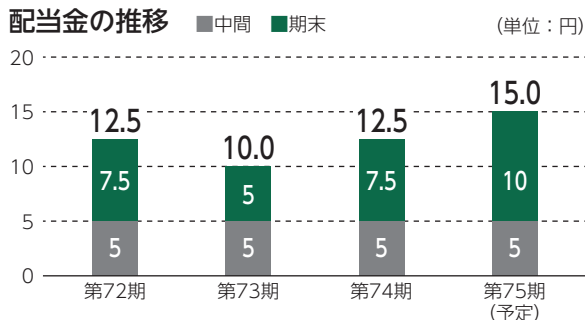
剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第75期の期末配当につきましては、当事業年度の業績、今後の事業展開及び財務の健全性に鑑み、株主の皆様への安定配当方針の見地から、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類 金銭といたします。
- ② 配当財産の割り当てに関する事項及びその総額 当社普通株式1株につき金**10円00銭**といたしたいと存じます。
この場合の期末配当の総額は、**50,332,470円**となります。
なお、年間配当は中間配当金5円00銭とあわせて当社普通株式1株につき金**15円00銭**となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日 2023年6月30日といたしたいと存じます。

<ご参考>



配当方針

当社は、株主の皆様への利益配分につきましては、経営の重要課題の一つと認識しており、業績、将来の事業展開及び財務の健全性等を総合的に勘案しつつ、安定的な利益還元を基本方針としております。

第2号議案

取締役9名選任の件

取締役全員（10名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役9名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位及び担当等		
1	高橋太	代表取締役社長 TOIN(THAILAND)CO.,LTD.取締役 Printing Solution CO.,LTD.取締役		
2	市倉由幸	取締役専務執行役員国内営業統括		
3	坂戸正朗	取締役専務執行役員経営企画統括 TOIN(THAILAND)CO.,LTD.取締役 Printing Solution CO.,LTD.取締役		
4	田島誠二	取締役専務執行役員生産統括 柏工場長 TOIN VIETNAM CO.,LTD.代表		
5	森雄吾	取締役専務執行役員生産管理統括		
6	甫坂健	取締役常務執行役員特命プロジェクト担当		
7	赤坂茂敏	取締役常務執行役員営業本部長 西日本支社長 TOIN(THAILAND)CO.,LTD.代表取締役社長		
8	窪見明	社外取締役	社外	独立
9	高木新	社外取締役	社外	独立

候補者番号

1

たか 橋
高橋ふとし
太 (1962年7月15日生)

所有する当社の株式数…………… 6,100株
 在任年数…………… 3年
 取締役会出席状況…………… 16/16回

【略歴、当社における地位及び担当】

1988年 4月	凸版印刷㈱入社	2021年 1月	当社取締役副社長執行役員営業統括兼営業本部長
2019年 4月	当社社長付常務執行役員	2021年 4月	当社代表取締役社長兼COO
2019年 7月	当社常務執行役員営業開発本部長	2022年 8月	当社代表取締役社長 (現任)
2020年 5月	当社常務執行役員営業副統括兼営業本部長	2023年 4月	TOIN(THAILAND)CO.,LTD.取締役 (現任)
2020年 6月	当社取締役常務執行役員営業副統括兼営業本部長	2023年 4月	Printing Solution CO.,LTD.取締役 (現任)

【重要な兼職の状況】

TOIN(THAILAND)CO.,LTD.取締役
 Printing Solution CO.,LTD.取締役

選任理由

高橋太氏は、長年にわたり包装資材業界に身をおき、特にパッケージ分野における豊富な経験と知識並びに組織運営の実績を十分に有しております。
 2020年6月に取締役就任後も豊富な経験、知識、経営手腕を発揮し、当社の成長戦略の推進や経営管理の強化等に貢献しており、引き続き当社経営に活かしたいと判断し、取締役候補者となりました。

候補者番号

2

いち 倉
市倉よし ゆき
由幸 (1957年12月2日生)

所有する当社の株式数…………… 14,800株
 在任年数…………… 11年
 取締役会出席状況…………… 16/16回

【略歴、当社における地位及び担当】

1980年 4月	当社入社	2017年 2月	当社取締役常務執行役員営業統括兼営業本部長
2006年 6月	当社取締役営業部門室長	2018年 2月	当社取締役専務執行役員営業統括兼営業本部長
2007年 3月	当社取締役営業部門副部門長兼営業本部長	2021年 4月	当社取締役専務執行役員国内営業統括兼営業本部長
2009年 6月	当社執行役員営業本部長	2023年 2月	当社取締役専務執行役員国内営業統括 (現任)
2015年 6月	当社取締役常務執行役員「ツクシ」事業統括兼営業本部長		

【重要な兼職の状況】

重要な兼職はありません。

選任理由

市倉由幸氏は、当社入社以来、主に営業部門の業務に携わり、同分野に関する豊富な知識と経験を有しております。国内営業部門を統括し、変化の激しい市場において営業分野から当社の成長と発展に貢献しております。その豊富な知識と経験を引き続き当社経営に活かしたいと判断し、取締役候補者となりました。

候補者番号

3

さ か と ま さ あ き
坂 戸 正 朗 (1956年11月27日生)

所有する当社の株式数…………… 9,000株
在任年数…………… 10年
取締役会出席状況…………… 16/16回

【略歴、当社における地位及び担当】

1979年 4月	㈱日本興業銀行入行	2013年 6月	当社常務取締役執行役員経営企画本部長
2002年 4月	㈱みずほ銀行	2015年 4月	TOIN(THAILAND)CO.,LTD.取締役 (現任)
2007年 5月	みずほスタッフ㈱専務取締役	2015年 4月	Printing Solution Co.,LTD.取締役 (現任)
2008年 6月	みずほ情報総研㈱常務執行役員	2015年 6月	当社取締役常務執行役員経営企画統括
2012年 4月	当社社長付部長	2020年 1月	当社取締役専務執行役員経営企画統括 (現任)
2013年 2月	当社執行役員経営企画本部長		

【重要な兼職の状況】

TOIN(THAILAND)CO.,LTD.取締役
Printing Solution Co.,LTD.取締役

選任理由

坂戸正朗氏は、長年にわたり金融機関での部門責任者や金融機関関連会社での経営に携わり、2012年当社入社、2013年に取締役就任以来、当社経営・管理部門全般を統括してまいりました。また、タイ国関係会社2社の取締役に就任し同社の経営に参画するなど幅広い知識と経験を有しており、引き続き当社経営に活かしたいと判断し、取締役候補者となりました。

候補者番号

4

た じ ま せ い じ
田 島 誠 二 (1959年 4月 2日生)

所有する当社の株式数…………… 9,700株
在任年数…………… 3年
取締役会出席状況…………… 16/16回

【略歴、当社における地位及び担当】

1982年 4月	当社入社	2020年 1月	当社常務執行役員技術本部長
2013年 2月	TOIN VIETNAM CO.,LTD.代表 (現任)	2020年 6月	当社取締役常務執行役員技術本部長
2017年 6月	当社執行役員	2021年 6月	当社取締役専務執行役員技術統括
2019年 6月	当社常務執行役員	2023年 2月	当社取締役専務執行役員生産統括 兼 柏工場長 (現任)

【重要な兼職の状況】

TOIN VIETNAM CO.,LTD.代表

選任理由

田島誠二氏は、当社入社以来、技術及び設計部門の業務に携わり、同分野に関する豊富な知識と経験を有しております。また、ベトナム現地法人の代表者を設立時から務め、様々な課題を解決しつつ、経営を軌道に乗せてまいりました。技術面の豊富な知識と経験及び子会社経営の経験を引き続き当社経営に活かしたいと判断し、取締役候補者となりました。

候補者番号

5

もり
森

ゆうご
雄吾 (1952年6月14日生)

所有する当社の株式数…………… 19,800株
在任年数…………… 13年
取締役会出席状況…………… 16/16回

【略歴、当社における地位及び担当】

1977年 4月	当社入社	2015年 6月	当社常務執行役員生産管理本部長
2002年 6月	当社取締役納入計画部門長	2017年 6月	当社取締役常務執行役員生産管理本部長
2004年 3月	当社取締役生産管理部門長	2020年 1月	当社取締役常務執行役員生産統括兼柏工場長
2009年 6月	当社執行役員製造管理本部長	2022年 1月	当社取締役専務執行役員生産統括兼柏工場長
2010年 2月	当社執行役員製造本部長	2023年 2月	当社取締役専務執行役員生産管理統括 (現任)
2011年 3月	当社執行役員生産計画本部長		

【重要な兼職の状況】

重要な兼職はありません。

選任理由

森雄吾氏は、当社入社以来、生産計画、製造、購買及び物流部門の業務に携わり、同分野に関する豊富な知識と経験を有しております。また、柏第三工場建設及び増設に関するプロジェクトを推進するなど幅広く業務を担当してまいりました。それらの豊富な知識と経験を引き続き当社経営に活かしたいと判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号

6

ほさか
甫坂

けん
健 (1955年10月20日生)

所有する当社の株式数…………… 16,500株
在任年数…………… 19年
取締役会出席状況…………… 16/16回

【略歴、当社における地位及び担当】

1979年 4月	当社入社	2013年 6月	当社専務取締役執行役員機能材事業統括兼海外事業本部生産担当本部長
2004年 6月	当社取締役開発事業部門長	2017年 2月	当社取締役専務執行役員生産統括兼技術本部長兼柏工場長
2006年 4月	Pringing Solution Co.,LTD.取締役副社長	2020年 1月	当社取締役常務執行役員設計本部長兼工場設計部長
2008年 8月	TOIN(THAILAND)Co.,LTD.代表取締役社長	2022年 1月	当社取締役常務執行役員特命プロジェクト担当(現任)
2009年 2月	当社取締役新規事業統括部門長兼海外事業本部長		
2009年 6月	当社常務取締役執行役員新規事業統括部門長兼海外事業本部長		

【重要な兼職の状況】

重要な兼職はありません。

選任理由

甫坂健氏は、当社入社以来、技術、設計、製造部門及び海外部門の業務に携わり、同分野に関する豊富な知識と経験を有しております。また、タイ現地法人設立時の代表者を務め、当社海外事業の礎を築くなど幅広く業務を担当してまいりました。特に技術、設計面の豊富な知識と経験を引き続き当社経営に活かしたいと判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号

7

あ か さ か し げ と し
赤坂 茂敏 (1960年4月27日生)

所有する当社の株式数…………… 8,700株
在任年数…………… 2年
取締役会出席状況…………… 16/16回

【略歴、当社における地位及び担当】

1983年 4月	当社入社	2021年 1月	当社執行役員営業本部副本部長 兼 西日本支社長
2002年 2月	当社営業第三部長	2021年 6月	当社取締役常務執行役員営業本部副本部長 兼 西日本支社長
2009年 1月	TOIN(THAILAND)CO.,LTD.部長	2022年 4月	TOIN(THAILAND)CO.,LTD.取締役
2013年 6月	TOIN(THAILAND)CO.,LTD.代表取締役社長	2023年 2月	当社取締役常務執行役員営業本部長 兼 西日本支社長 (現任)
2015年 2月	当社営業本部副本部長		TOIN(THAILAND)CO.,LTD.代表取締役社長 (現任)
2016年 6月	当社執行役員営業本部副本部長		

【重要な兼職の状況】

TOIN(THAILAND)CO.,LTD.代表取締役社長

選任理由

赤坂茂敏氏は、当社入社以来、主に営業部門の業務に携わり、同分野に関する豊富な知識と経験を有しております。また、2009年1月よりタイ現地法人の営業責任者を務めるなど海外事業にも精通しております。営業面の豊富な知識と経験及び子会社経営の経験を引き続き当社経営に活かしたいと判断し、取締役候補者となりました。

候補者番号

8

つ る み あ き ら
窪見 明 (1953年12月21日生)

所有する当社の株式数…………… 一株
在任年数…………… 2年
取締役会出席状況…………… 15/16回

社外

独立

【略歴、当社における地位及び担当】

1977年 4月	朝日麦酒㈱入社	2011年 3月	同社専務取締役
1994年 4月	アサヒ飲料㈱出向	2017年 3月	アサヒグループホールディングス㈱社友
2006年 3月	同社執行役員	2021年 6月	当社取締役 (現任)
2008年 3月	同社取締役		
2010年 3月	同社常務取締役		

【重要な兼職の状況】

重要な兼職はありません。

選任理由及び期待される役割

窪見明氏は、長年にわたりグローバル企業での経営の経験を有しており、特に経営・管理部門での豊富な知識と経験を有しており、引き続きその幅広い見識を活かして取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待し社外取締役候補者となりました。

候補者番号

9

た か ぎ
高木

あらた
新 (1956年2月14日生)

所有する当社の株式数…………… 一株
在任年数…………… 2年
取締役会出席状況…………… 16/16回

社外

【略歴、当社における地位及び担当】

1979年 4月	東洋インキ製造(株)入社	2013年 4月	東洋ビーネット(株)代表取締役社長
2004年 9月	天津東洋油墨副総経理	2014年 6月	東洋インキ S Cホールディングス(株)顧問
2009年 4月	上海東洋油墨制造有限公司総経理	2021年 6月	当社取締役 (現任)
2009年 6月	東洋インキ製造(株)執行役員		
2010年 5月	天津東洋油墨総経理		

独立

【重要な兼職の状況】

重要な兼職はありません

【選任理由及び期待される役割】

高木新氏は、長年にわたり当社と関連の高い分野のグローバル企業での経営の経験と専門的な知識を有しており、引き続きその幅広い見識を活かして取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待し社外取締役候補者といたしました。

- 注) 1.取締役候補者の赤坂茂敏氏が代表取締役社長、高橋太氏及び坂戸正朗氏が取締役を兼務する当社子会社のTOIN THAILAND) CO., LTD.並びに田島誠二氏が代表を兼務する当社子会社のTOIN VIETNAM CO.,LTD.は、当社との間で営業上の取引を行っております。その他の各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
- 2.窪見明氏及び高木新氏は、社外取締役候補者であります。
- 3.窪見明氏及び高木新氏は、現在、当社の社外取締役であります。両氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
- 4.当社は、定款に社外取締役との間で会社法第427条第1項の規定による損害賠償責任を限定する契約の締結を可能とする規定を設けております。その契約内容の概要は、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、法令で定める最低責任限度額とするというものであります。当社は、本規定に基づき、窪見明氏及び高木新氏の再任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。
- 5.当社は、窪見明氏及び高木新氏を東京証券取引所に基づく独立役員として届け出ております。

第3号議案

監査役1名選任の件

監査役1名選任の件

監査役埴淵正伯氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

は に ぶ ち ま さ の り
埴淵 正伯 (1954年1月23日生)

所有する当社の株式数…………… 11,900株
在任年数…………… 8年
取締役会出席状況…………… 16/16回

【略歴、当社における地位】

1977年4月	当社入社	2011年3月	当社執行役員管理本部長兼管理部長
2004年6月	当社取締役管理本部長兼総務部長	2015年2月	当社執行役員パッケージ製造部門管理部長
2009年6月	当社執行役員管理本部長	2015年6月	当社常勤監査役(現任)
2010年2月	当社執行役員購買・物流本部長兼物流管理部長	2016年1月	TOIN VIETNAM CO., LTD.監査役(現任)

【重要な兼職の状況】

TOIN VIETNAM CO., LTD.監査役

選任理由

埴淵正伯氏は、長年当社の経理・財務・総務部長等を歴任し、また、取締役として経営に携わるなど豊富な経験・知識を有しており、それらの見識を活かし監査役として監査・監督機能を十分発揮し、職務を適切に遂行してまいりました。引き続き、当社グループの実効的な監査に十分な役割をはたすことができると判断し監査役候補者といたしました。

- 注) 1.埴淵正伯氏と当社との間には特別な利害関係はありません。
2.当社は、埴淵正伯氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額であります。なお、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。

第4号議案

退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

2022年7月20日に逝去されました取締役故春公明氏及び本総会終結の時をもって任期満了により退任されま
す取締役橋本善行氏に対し、在任中の労に報いるため、退職慰労金を贈呈いたしたく存じます。
贈呈については、当社所定の基準に従うこととし、その具体的な金額、時期、方法等は、取締役会にご一願
いたいと存じます。

取締役故春公明氏は、当社の代表取締役として長きに亘り陣頭に立って経営の指揮を執られ、当社の発展に多
大なる貢献をされました。取締役橋本善行氏は、パッケージ事業戦略の推進や当社グループ全体の営業を統括す
るなどグローバルな事業展開に長きに亘り貢献されました。以上により、当社所定の基準に則った慰労金の贈呈
は、相当であると判断しております。

故春公明氏及び橋本善行氏の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
はる きみあき 春 公明	1993年 6月 当社取締役 2002年 6月 当社常務取締役 2006年 6月 当社取締役副社長 2009年 4月 当社代表取締役 2022年 7月 逝去
はしもと よしゆき 橋本 善行	2002年 6月 当社取締役 2006年 6月 当社常務取締役 2011年 6月 当社専務取締役 2013年 6月 当社取締役副社長（現任）

以 上

事業報告 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度（以下、「当期」という。）におけるわが国経済は、年度後半には新型コロナウイルス感染者数が落ち着き、入国制限も緩和されてインバウンド需要が回復しつつある状況になったものの、資源・エネルギー価格の高騰が継続し、消費者物価が上昇する中、総じて個人消費は低調に推移しました。

このため、包装資材業界においては、エネルギー・諸資材価格の想定以上の高騰の影響が継続し、他方で相次ぐ物価上昇により消費者の節約志向が一層高まるなど、引き続き厳しい事業環境にて推移しました。

当社グループは、このような状況のもと、お客様への当社製品の安定的な供給を継続するとともに、業容の拡大を目指し、新規分野の開拓、差別化された商品・技術の開発等に注力し、また、エネルギーや諸資材価格の上昇を吸収すべく、諸施策を実施してまいりました。

売上面では、包装資材事業において、引き続き当社加飾技術や環境対応資材を中心に当社製品の優位性のアピールを軸とする企画提案型の営業活動を継続的に実施するとともに、採算性を一層重視した受注活動に注力してまいりました。

その結果、国内の売上高は、食品、化粧品、日用品分野がそれぞれ底堅く推移し、増収となりました。海外においては、ベトナム現地法人（TOIN VIETNAM CO., LTD.）、タイ現地法人（TOIN (THAILAND) CO., LTD.）とも、新型コロナウイルス感染症流行の影響等による落ち込みから持ち直しつつあり、売上高は11,389百万円（前年同期比10.6%増）となりました。

精密塗工事業においては、昨年後半からのパソコン、スマートフォン関連需要の落ち込みを受けた電子材料の在庫調整圧力の中で、半導体関連部材の安定した受注及び新規客先の開拓に注力し、売上高は786百万円（前年同期比1.4%増）となりました。

その他事業においては、許認可を生かした化粧品・食品分野の新規受託などが伸びたことにより、売上高は521百万円（前年同期比18.2%増）となりました。

この結果、グループ全体の売上高は12,697百万円（前年同期比10.2%増）となりました。

利益面では、包装資材事業において、エネルギーや諸資材の価格上昇に対して、採算性を重視した営業活動や工場運営の効率化等を推進した結果、まだ水準としては低いものの前年同期比では増益となりました。

精密塗工事業においては、フレキシブルな生産体制への取り組みや製造コスト管理の徹底に努めたものの、エネルギーコスト上昇を吸収することが出来ず、前年同期比で減益となりました。

その他事業においては、受注増に対して引き続き柔軟性のある生産体制の編成を行うこと等で採算性の確保に努めました。諸経費等の増加により、前年同期比で減益となりました。

この結果、当期は、営業利益16百万円（前年同期営業損失97百万円）、経常利益82百万円（前年同期経常損失57百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益49百万円（前年同期親会社株主に帰属する当期純損失62百万円）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は、912百万円であります。その主な内訳は、土地購入にかかる契約保証金315百万円、当社包装資材事業の生産能力の増強、生産効率の改善、品質保証、原価低減等を目的とした設備投資451百万円であります。これらに要した資金は、自己資金、借入金でまかないました。

③ 資金調達の状況

特に記載すべき事項はありません。

(2) 対処すべき課題

今後の見通しについては、わが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が落ち着きを見せ、インバウンド需要の回復に期待がかかるものの、消費者物価の上昇等を受け、個人消費の本格的な回復には時間を要することが予想されます。また、ロシアによるウクライナ侵攻や原油をはじめとする資源高、円安などを背景に不透明な経済状況が続くことが予想されます。

このような状況の中、当社グループは、新規事業開発や新技術開発の強化、スマートファクトリー化・DX化等による生産性向上、環境負荷軽減や人財育成などのESG経営に注力しつつ、新工場構築の検討など将来に向けた事業基盤の再構築を進め、「総合パッケージング企業」への足固めを行ないます。

包装資材事業に関して、まず営業面においては、引き続き環境配慮資材や当社デザイン・構造設計に係る企画力及び加飾技術力のアピールなど、企画提案型の営業活動を継続的にきめ細かく実施してまいります。また、既存客先との取引深耕とグローバル企業を含む新規客先による売上基盤の拡大、ラベル部門での新規分野・新規客先の開拓に積極的に取り組むとともに、採算性を一層重視した受注活動に注力してまいります。

ベトナム現地法人（TOIN VIETNAM CO., LTD.）及びタイ現地法人（TOIN (THAILAND) CO., LTD.）は、既存客先からの増注を図るとともに、トーイングループの認知度アップを図りつつ、当社グループのさら

なる連携強化と協力会社ネットワーク拡大を推進し、東南アジア全域の日系企業、外資系企業並びにベトナム及びタイ国内のローカル大手企業のさらなる開拓、増注を図ってまいります。

また、包装資材の周辺事業としては、市場のニーズに即した製品の開発・販売や包装機械メーカーとのタイアップによる包装機械と包装材のセット販売などを模索してまいります。

収益面においては、エネルギーや諸資材の価格上昇、物流コストの上昇に対して、お客さまのご理解をいただきつつ、諸施策を実施してまいります。

生産面においては、工場運営の効率化、省人化・省力化・省エネルギー化の推進、品質管理体制の一層の強化、新工場のスマートファクトリー化に向けた検討、DX推進やBPOの活用による業務プロセスの改革と品質・生産性向上の検討、外部協力会社のネットワーク拡大等を推進してまいります。

ベトナム現地法人（TOIN VIETNAM CO., LTD.）においては、品質保証体制の再構築、新技術の習得、最適な材料調達ルート確立のための諸施策の実行と内部管理体制の改善・強化を継続し、収益基盤の安定化に努めてまいります。

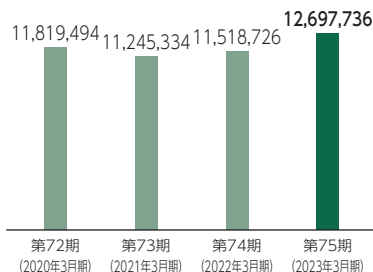
精密塗工事業については、新たな商品開発での事業範囲の拡大を推進することなどで新規分野・新規客先の需要先の開拓に注力するとともに、生産面では、生産体制の整備を図り、引き続き高品質な商品提供ときめ細かなサポートにより売上の拡大・安定と収益性の向上による事業の安定化を目指してまいります。

その他事業については、デザインからアッセンブルまでの一貫受注体制をセールスポイントに、医薬部外品・化粧品・食品製造の許認可を活用しつつ、引き続き定期的な商品の受注拡大に注力してまいります。生産面では、フレキシブルな生産体制の編成、省人化・省力化等の推進により生産力の向上を図るとともに、お客様のニーズに対応した品質保証体制を一層強化し、コスト競争力の強化に努めてまいります。

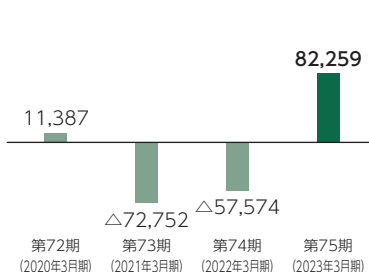
(3) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

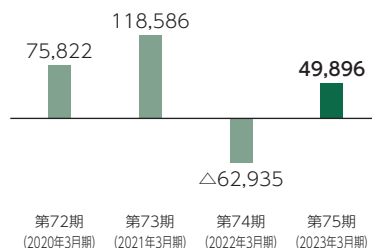
売上高 (単位：千円)



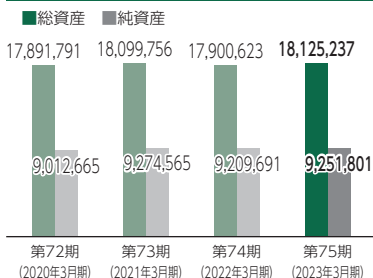
経常利益又は経常損失(△) (単位：千円)



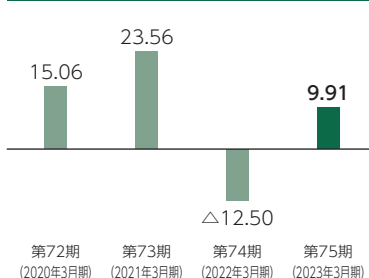
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△) (単位：千円)



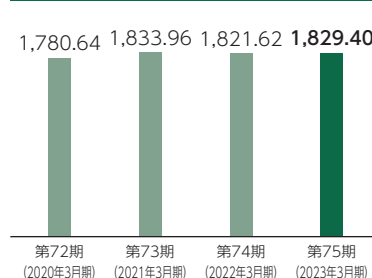
総資産/純資産 (単位：千円)



1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△) (単位：円)



1株当たり純資産額 (単位：円)

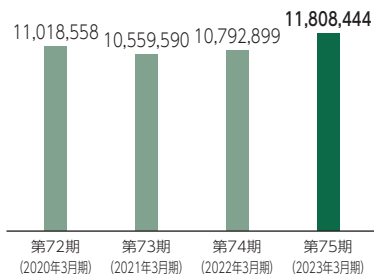


	第72期 (2020年3月期)	第73期 (2021年3月期)	第74期 (2022年3月期)	第75期 (当連結会計年度) (2023年3月期)
売上高	(千円) 11,819,494	11,245,334	11,518,726	12,697,736
営業利益又は営業損失(△)	(千円) 23,727	5,988	△97,550	16,815
経常利益又は経常損失(△)	(千円) 11,387	△72,752	△57,574	82,259
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)	(千円) 75,822	118,586	△62,935	49,896
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)	(円) 15.06	23.56	△12.50	9.91
総資産	(千円) 17,891,791	18,099,756	17,900,623	18,125,237
純資産	(千円) 9,012,665	9,274,565	9,209,691	9,251,801
1株当たり純資産額	(円) 1,780.64	1,833.96	1,821.62	1,829.40

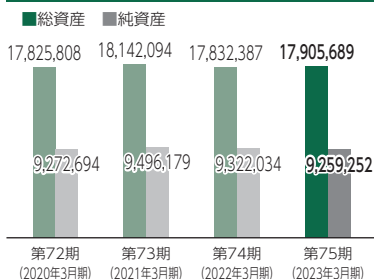
(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第74期の期首から適用しており、第74期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

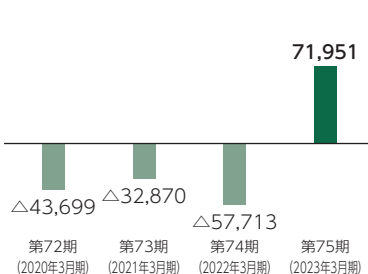
売上高 (単位：千円)



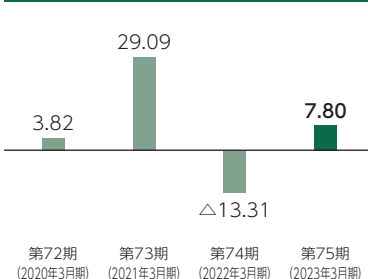
総資産/純資産 (単位：千円)



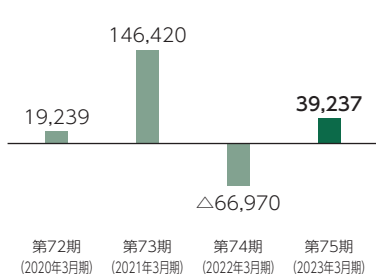
経常利益又は経常損失 (△) (単位：千円)



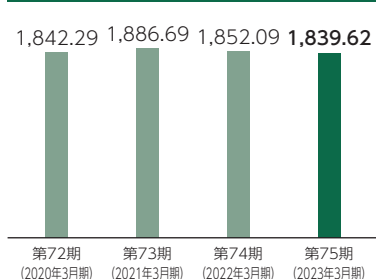
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) (単位：円)



当期純利益又は当期純損失 (△) (単位：千円)



1株当たり純資産額 (単位：円)



	第72期 (2020年3月期)	第73期 (2021年3月期)	第74期 (2022年3月期)	第75期 (当事業年度) (2023年3月期)
売上高	(千円) 11,018,558	10,559,590	10,792,899	11,808,444
営業利益又は営業損失(△)	(千円) △55,362	△33,818	△60,491	31,308
経常利益又は経常損失(△)	(千円) △43,699	△32,870	△57,713	71,951
当期純利益又は当期純損失(△)	(千円) 19,239	146,420	△66,970	39,237
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	(円) 3.82	29.09	△13.31	7.80
総資産	(千円) 17,825,808	18,142,094	17,832,387	17,905,689
純資産	(千円) 9,272,694	9,496,179	9,322,034	9,259,252
1株当たり純資産額	(円) 1,842.29	1,886.69	1,852.09	1,839.62

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第74期の期首から適用しており、第74期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(4) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金又は出資金	当社の議決権等の所有割合	事業内容
TOIN (THAILAND) CO., LTD.	12,500千バーツ	80%	包装資材等の輸出入及び販売
TOIN VIETNAM CO., LTD.	236,030百万ドン	100%	包装資材等の製造及び販売

(5) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

- ① 包装資材事業 紙器、樹脂パッケージ、ラベル、説明書等の製造販売
- ② 精密塗工事業 電子部材・記録媒体・建材等の精密塗工製品の製造受託
- ③ その他事業 食品・化粧品・医薬部外品等の加工・セットの受託、販促品等の商品販売

(6) 主要な営業所及び工場 (2023年3月31日現在)

① 当社

名称	所在地
東京本社	東京都江東区亀戸一丁目4番2号
西日本支社	大阪府大阪市北区西天満四丁目8番2号
柏工場	千葉県柏市新十余二16番地1
野田事業所	千葉県野田市中里231番地5
九州事業所	福岡県うきは市吉井町富永1905番地7

② 子会社

名称	所在地
TOIN (THAILAND) CO., LTD.	タイ王国バンコク市
TOIN VIETNAM CO., LTD.	ベトナム社会主義共和国ビンズン省

(7) 使用人の状況 (2023年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

	使用人数	前連結会計年度末比増減
包装資材事業	471名	9名増加
精密塗工事業	45名	6名増加
その他事業	6名	2名減少
全社（共通）	99名	5名減少
合計	621名	8名増加

(注) 使用人数にはパートタイマーは含んでおりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
467名	1名減少	41.1歳	15.9年

(注) 使用人数にはパートタイマーは含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)

借入先	借入額
(株)みずほ銀行	1,590,800千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項 (2023年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 21,850,000株
 (2) 発行済株式の総数 6,377,500株 (自己株式 1,344,253株)
 (3) 株主数 981名
 (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
山科 統	1,010,417株	20.07%
トーイン共栄会	556,600	11.06
(株)みずほ銀行	251,600	5.00
東洋インキ S Cホールディングス(株)	197,000	3.91
(株)バンダイナムコホールディングス	182,500	3.63
三井住友信託銀行(株)	170,000	3.38
トーイン従業員持株会	156,613	3.11
山科 実桜	127,000	2.52
山科 進太郎	127,000	2.52
(株)小森コーポレーション	109,800	2.18

- (注) 1. 自己株式 (1,344,253株) は、上記大株主より除外しております。
 2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2023年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	高橋 太	
取締役	橋本善行	副社長執行役員 グループ営業統括 兼 社長補佐 TOIN(THAILAND)CO., LTD.代表取締役会長 Printing Solution Co., Ltd.取締役
取締役	市倉由幸	専務執行役員 国内営業統括
取締役	坂戸正朗	専務執行役員 経営企画統括 TOIN(THAILAND)CO., LTD.取締役 Printing Solution Co., Ltd.取締役
取締役	田島誠二	専務執行役員 生産統括 兼 柏工場長 TOIN VIETNAM CO.,LTD.代表
取締役	森 雄吾	専務執行役員 生産管理統括
取締役	甫坂 健	常務執行役員 特命プロジェクト担当
取締役	赤坂茂敏	常務執行役員 営業本部長 兼 西日本支社長 TOIN(THAILAND)CO., LTD.代表取締役社長
取締役	窪見 明	—
取締役	高木 新	—
常勤監査役	埴淵正伯	TOIN VIETNAM CO., LTD.監査役
監査役	山本昌平	丸の内中央法律事務所 パートナー弁護士 (株)バンダイ 社外監査役 (株)メガハウス 非常勤監査役 ナラサキ産業(株) 社外取締役 三信電気(株) 社外監査役 日本コープ共済生活協同組合連合会 非常勤理事
監査役	平澤勝敏	—
監査役	原 一夫	原一夫税理士事務所 税理士 (株)ユニカフェ 社外監査役

(注) 1. 代表取締役会長兼CEO 春 公明氏は、2022年7月20日に逝去により退任いたしました。
なお、退任時における重要な兼職はTOIN (THAILAND) CO., LTD.取締役でありました。

2. 2022年8月26日付で、次のとおり取締役の地位及び担当を変更いたしました。

	旧	新
高橋 太	代表取締役社長 兼 COO	代表取締役社長

3. 2023年2月1日付で、次のとおり取締役の地位及び担当を変更いたしました。

	旧	新
市倉 由幸	専務執行役員 国内営業統括 兼 営業本部長	専務執行役員 国内営業統括
田島 誠二	専務執行役員 技術統括	専務執行役員 生産統括 兼 柏工場長
森 雄吾	専務執行役員 生産統括 兼 柏工場長	専務執行役員 生産管理統括
赤坂 茂敏	常務執行役員 営業本部副本部長 兼 西日本支社長	常務執行役員 営業本部長 兼 西日本支社長

4. 取締役窪見明氏及び高木新氏は、社外取締役であります。
5. 監査役山本昌平氏及び原一夫氏は、社外監査役であります。
6. 常勤監査役埴淵正伯氏は、長年当社の経理部門等の責任者を経験しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
監査役平澤勝敏氏は、長年他の上場企業の経理部門責任者及び監査役を経験しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
監査役原一夫氏は、税理士の資格を有しており、税務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 当社は、社外取締役窪見明氏及び高木新氏、社外監査役山本昌平氏及び原一夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と適合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬に関しては、各事業年度の目標達成へのインセンティブとして十分に機能するよう連結営業利益を業績指標（KPI）として加味した報酬体系とし、個々の取締役の報酬は業績指標向上に係る職責、常勤・非常勤の別及び実績等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。また、個々の取締役の報酬を、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬及び退職慰労金として構成し、これを支給することとする。

2. 個人別基本報酬額の算定方法等の決定に関する方針

取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、職責、常勤・非常勤の別および実績等を総合的に勘案して支給額を決定するものとする。

3. 個人別業績連動報酬額の算定方法等の決定に関する方針

業績連動報酬は、職責、常勤・非常勤の別に加え、各事業年度の連結営業利益の目標値に対する達成度合い等を総合的に勘案して支給額を決定し、毎年一定の時期に賞与として支給する。

4. 個人別退職慰労金額の算定方法等の決定に関する方針

退職慰労金は、役員退職慰労金支給規程に従い支給額を決定し、退職時に支給する。

5. 取締役の個人別報酬（基本報酬・業績連動報酬）の内容についての決定に関する事項

個人別報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役がその具体的内容について委任を受けるものとし、代表取締役は過去の報酬支給実績等に基づき、各取締役の基本報酬額および業績連動報酬額を決定する。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる役員 の員数
		基本報酬	業績連動報酬	退職慰労引当金繰入	
取締役	177,057	154,100	—	22,957	11名
監査役	22,360	20,880	—	1,480	4名
合計 (うち社外役員)	199,417 (19,918)	174,980 (18,720)	— (—)	24,437 (1,198)	15名 (4名)

- (注) 1. 業績連動報酬に係る業績指標は連結営業利益であり、その実績は16百万円であります。当該指標を選択した理由は、経営成績を最も反映している指標だからであります。当社の業績連動報酬は、職責、常勤・非常勤の別に加え、各事業年度の連結営業利益の目標値に対する達成度合い等を総合的に勘案して支給額を算定しております。
2. 取締役の報酬限度額は、1989年（平成元年）6月28日開催の第41期定時株主総会において、年額400百万円以内と決議しております（ただし、使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名です。
監査役の報酬限度額は、1989年（平成元年）6月28日開催の第41期定時株主総会において、年額50百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は1名です。
3. 当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を取締役会にて決議しており、当事業年度に係る報酬等の総額等は、本方針に基づき取締役会が、2022年4月から6月分については代表取締役会長春公明氏に対し、2022年7月から2023年3月分に関しては代表取締役社長高橋太氏に対し、各取締役の基本報酬の額の決定を委任し、決定したものであります。委任の理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。
4. 上表中の取締役区分の欄には、2022年7月20日に逝去した取締役故春公明氏への報酬等を含んでおります。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等における業務執行者、社外役員等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

地位	氏名	重要な兼職の状況	当社との関係
取締役	窪見 明	該当事項はありません。	特別の関係はありません。
取締役	高木 新	該当事項はありません。	特別の関係はありません。
監査役	山本昌平	丸の内中央法律事務所 パートナー弁護士 (株)バンダイ 社外監査役 (株)メガハウス 非常勤監査役 ナラサキ産業(株) 社外取締役 三信電気(株) 社外監査役 日本コープ共済生活協同組合連合会 非常勤理事	丸の内中央法律事務所弁護士山本昌平氏と当社は顧問契約を締結しております。また、同事務所以外の各兼職先との間には特別の関係はありません。
監査役	原 一夫	原一夫税理士事務所 税理士 (株)ユニカフェ 社外監査役	特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 窪見 明	当事業年度開催の取締役会16回のうち15回に出席いたしました。 窪見明氏は、グローバル企業での豊富な経営の経験と特に経営・管理部門での豊富な知識と経験を有しており、取締役会において中長期的な成長に資する助言や取締役の職務執行に対する監督機能の役割を果たすため適宜発言を行っております。
取締役 高木 新	当事業年度開催の取締役会16回の全てに出席いたしました。 高木新氏は、当社と関連の高い分野のグローバル企業での豊富な経営の経験と専門的な知識を有しており、取締役会において中長期的な成長に資する助言や取締役の職務執行に対する監督機能の役割を果たすため適宜発言を行っております。
監査役 山本昌平	当事業年度開催の取締役会16回のうち15回及び監査役会13回の全てに出席いたしました。 取締役会及び監査役会において、弁護士としての専門的見地から、適宜発言を行っております。
監査役 原 一夫	当事業年度開催の取締役会16回のうち14回及び監査役会13回のうち12回に出席いたしました。 取締役会及び監査役会において、税理士としての専門的見地から、適宜発言を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 名称 興亜監査法人

(2) 報酬等の額

- | | |
|---------------------------------------|----------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 12,600千円 |
| ② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 12,600千円 |

(注) 1. 当社の重要な子会社であるTOIN (THAILAND) CO., LTD.及びTOIN VIETNAM CO., LTD.については、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

3. 監査役会は、会社が会計監査人との監査契約を締結する際に、社内関係部署及び会計監査人から必要な書類を入手し、かつ報告を受け、会計監査人の報酬等の額、その他契約内容が適切であるか検証いたしました結果、同意することが相当であると判断いたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役及び使用人が法令・定款等を遵守し、経営理念・健全な社会規範の下にその職務を誠実に遂行するため、コンプライアンスに関する基本方針及び企業行動規範をはじめとするコンプライアンスに係る規程等の周知徹底を継続する。
- ② 会社のコンプライアンスを統括する組織としてコンプライアンス委員会を設置・運営し、コンプライアンスに関する体制・重要事項・推進方法等を審議するとともに、取締役及び使用人に対するコンプライアンス教育・啓蒙活動を実施する。
- ③ 財務報告の信頼性と適正性を確保するため、金融商品取引法の定めに従い、財務報告に係る内部統制システムを構築し、その有効性を適切に評価、報告する体制を整備し、運用する。

- ④ 業務執行部門から独立した社長直轄の内部監査部門は、内部監査規程に基づき監査を実施し、内部統制システムの整備状況・適切性・有効性を監視する。
- ⑤ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体とは一切の関係を遮断し、不当要求行為に対しては毅然とした態度で対応するとともに、警察等の行政機関や外部専門機関等との連携・協力体制を構築・整備する。

(2) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る文書（電磁的記録を含む）を取締役会規則等の社内規程に基づき、検索可能かつ適切な方法により保存・管理する。

取締役及び監査役は、常時、これらの文書を閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理方針及びリスク管理規程を制定し、企業価値や会社の持続的な発展を脅かすリスクに対する的確な把握、適切なコントロール、未然防止に対応する体制を構築・整備する。
- ② 損失の危険管理を統括する組織としてリスク管理委員会を設置・運営し、重大リスクに対する責任部署のリスクマネジメントを管理・監督するとともに、その実施内容・結果とシステムの有効性を評価し、必要に応じて是正・改善を指導する。
- ③ 会社に重大な影響を及ぼすおそれがある不測の事態が発生した場合は、危険管理規程に基づき、対策本部を設置し、迅速かつ適切な初期対応を行い、総合対策・復旧策の統制等により、損害の拡大を防止する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役等で構成する経営会議において、経営の重要事項の審議、各部門の業務執行状況の把握を行い、迅速かつ的確な意思決定と情報の共有化を図る。
- ② 経営会議その他の会議において、中期計画、年度計画及び予算の進捗状況を確認し、所要の対策を決定する。

(5) 当社の企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 企業集団における業務の適正を確保するために「経営理念」、「コンプライアンス基本方針」、「リスク管理方針」及び「企業行動規範」を当社及び子会社で共有化するとともに、その周知徹底を図る。
- ② 当社の海外事業を統括する取締役及び子会社取締役は、定期的に業務執行状況・経営成績等について当社取締役会へ報告するとともに、経営上のリスク発生懸念等の重要事項については事前に報告し協議する。
- ③ 当社は、事業年度ごとの当社及び子会社の経営目標を定め、経営会議で承認する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに監査役の指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、速やかに配置する。
- ② 取締役からの独立性を確保するため、当該使用人の異動、評価、賃金等については、監査役の同意を得るものとする。
- ③ 当該使用人は監査役の指揮命令を優先して従事するものとする。

(7) 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役（監査役会）に報告するための体制並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由に不利な取り扱いを受けないことを確保する体制

- ① 当社及び子会社の取締役及び使用人が、定例的に監査役又は監査役会に提出すべき議事録、稟議書その他の書類を定める。
- ② 当社取締役会に報告された事項を除き、次の事実を認めた当社及び子会社の取締役及び使用人は、直ちにそれを監査役に報告するものとする。
 - ・ 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
 - ・ 不正行為又は法令、定款に違反する重大な行為
 - ・ 重大な事故・災害等の発生
- ③ 上記にかかわらず、監査役はいつでも必要に応じて当社及び子会社の取締役及び使用人に対し、報告を求めることができるものとする。
- ④ 監査役へ報告を行った当社及び子会社の取締役及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由に不利な扱いを行うことを禁止し、その旨を当該報告者に通知する。

(8) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用等が当該監査役の職務に必要なでないと立証できる場合を除き、速やかに当該費用を処理する。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 代表取締役と監査役は、定期的に経営方針、経営の課題、会社を取り巻くリスク、監査役の監査環境、監査上の重要課題等について意見交換を行い、相互の認識と理解を深めるものとする。
- ② 監査役は、経営会議その他の重要な会議に出席し、必要な意見を述べるものとする。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) コンプライアンス体制

- ① 取締役及び各部門幹部社員で構成されるコンプライアンス委員会を設置しており、従業員のコンプライアンスに基づく行動に資するための「コンプライアンス事例集」を編集し、全従業員に配布するとともに周知を図っております。
同委員会は定期的又は必要に応じて適宜開催され（当事業年度3回開催）、当事業年度は、主としてコンプライアンス委員を対象にコンプライアンス研修を実施（当事業年度2回開催）しております。
- ② 新たに入社した従業員に対しコンプライアンスに関する教育を実施しております。
- ③ コンプライアンスホットラインを設置し運用しております。

(2) リスク管理体制

- ① 取締役及び各部門幹部社員で構成されるリスク管理委員会を設置しており、潜在リスクの抽出、評価、予防・対応策の検討などを行っております。
同委員会は定期的又は必要に応じて適宜開催され（当事業年度3回開催）、当事業年度は、特に被災時対応として作成した「BCP（事業継続計画）」のメンテナンスを継続しております。
- ② 当社を取り巻くリスクを再整理し、対応等を協議いたしました。

(3) 当社グループの経営管理体制

- ① 当社及び子会社の重要な業務執行については、当社取締役会の承認を受けております。
- ② 海外担当取締役から、取締役会において定期的又は必要に応じて適宜（当事業年度4回）グループ会社の業績、その他業務執行状況を報告しております。

(4) 取締役の職務執行

取締役会は、社外取締役2名を含む取締役10名で構成されております。取締役会は監査役4名も出席のうえ、原則として月1回開催（当事業年度16回開催）し、各部門の業務執行状況の報告の他、取締役会規則に基づく重要事項の報告及び決議・承認を行っております。

(5) 監査役の職務執行

- ① 監査役会は、社外監査役2名を含む監査役4名で構成されております。監査役会は原則として月1回開催（当事業年度13回開催）し、監査に関する重要事項についての報告・協議を行っております。
- ② 常勤監査役は、経営会議等の重要会議に出席し、内部統制システムの整備・運用状況を確認しております。
- ③ 監査役は、社外取締役、会計監査人と、さらに、常勤監査役については内部監査室とも意見交換を行い監査の実効性を高めております。

連結計算書類

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	7,848,843
現金及び預金	2,093,543
受取手形	439,607
電子記録債権	1,408,458
売掛金	2,292,680
商品及び製品	521,251
仕掛品	528,523
原材料及び貯蔵品	307,070
その他	258,707
貸倒引当金	△1,000
固定資産	10,276,394
有形固定資産	7,479,488
建物及び構築物	2,069,071
機械装置及び運搬具	2,351,893
土地	2,502,499
リース資産	2,473
建設仮勘定	487,150
その他	66,399
無形固定資産	20,266
投資その他の資産	2,776,639
投資有価証券	2,377,157
その他	402,532
貸倒引当金	△3,050
資産合計	18,125,237

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	5,772,766
支払手形及び買掛金	1,392,689
電子記録債務	2,009,396
短期借入金	350,000
1年内返済予定の長期借入金	927,500
リース債務	1,780
未払法人税等	71,687
未払消費税等	7,090
賞与引当金	119,000
その他	893,621
固定負債	3,100,668
長期借入金	2,008,800
繰延税金負債	510,298
退職給付に係る負債	301,501
役員退職慰労引当金	280,068
負債合計	8,873,435
(純資産の部)	
株主資本	8,027,187
資本金	2,244,500
資本剰余金	2,901,824
利益剰余金	3,592,853
自己株式	△711,990
その他の包括利益累計額	1,180,642
その他有価証券評価差額金	1,053,471
為替換算調整勘定	264,154
退職給付に係る調整累計額	△136,982
非支配株主持分	43,971
純資産合計	9,251,801
負債純資産合計	18,125,237

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額
売上高	12,697,736
売上原価	10,745,233
売上総利益	1,952,502
販売費及び一般管理費	1,935,687
営業利益	16,815
営業外収益	
受取利息	3,472
受取配当金	51,701
為替差益	24,204
持分法による投資利益	20,306
その他	9,558
営業外費用	
支払利息	43,644
その他	154
経常利益	82,259
特別利益	
固定資産売却益	26,150
保険解約返戻金	9,096
受取保険金	27,952
特別損失	
固定資産除却損	7,981
役員退職慰労金	6,579
弔慰金	20,000
お別れの会関連費用	12,259
土地関連費用	5,500
税金等調整前当期純利益	93,138
法人税、住民税及び事業税	53,424
法人税等調整額	△8,691
当期純利益	48,404
非支配株主に帰属する当期純利益	△1,491
親会社株主に帰属する当期純利益	49,896

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	2,244,500	2,901,824	3,605,872	△711,990	8,040,207
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△62,915		△62,915
親会社株主に帰属する当期純利益			49,896		49,896
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	—	—	△13,019	—	△13,019
当連結会計年度末残高	2,244,500	2,901,824	3,592,853	△711,990	8,027,187

	その他の包括利益累計額				非支配株主 持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換 算調整	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	1,092,575	136,058	△100,157	1,128,475	41,009	9,209,691
当連結会計年度変動額						
剰余金の配当						△62,915
親会社株主に帰属する当期純利益						49,896
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	△39,103	128,096	△36,825	52,167	2,962	55,129
当連結会計年度変動額合計	△39,103	128,096	△36,825	52,167	2,962	42,110
当連結会計年度末残高	1,053,471	264,154	△136,982	1,180,642	43,971	9,251,801

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

連結子会社の数	2社
主要な連結子会社の名称	TOIN (THAILAND) CO., LTD. TOIN VIETNAM CO., LTD.

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の状況

持分法適用の関連会社数	1社
主要な会社等の名称	Printing Solution Co., Ltd.

② 持分法適用手続に関する特記事項

持分法適用会社のPrinting Solution Co., Ltd.の決算日は12月31日であり、同決算日現在の計算書類を使用しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のTOIN (THAILAND) CO., LTD.及びTOIN VIETNAM CO., LTD.の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、1月1日から連結決算日3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

市場価格のない株式等 以外のもの	時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定しております。）
市場価格のない株式等	主として総平均法による原価法

ロ. 棚卸資産

商品、製品、仕掛品	当社及びTOIN (THAILAND) CO., LTD.は、先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定） TOIN VIETNAM CO., LTD.は、総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
原材料、貯蔵品	総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

当社は定率法、連結子会社は定額法
ただし、柏第三工場、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物及び構築物 8～38年
機械装置及び運搬具 4～10年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間に基づく定額法によっております。

ハ. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため支給見込額に基づき計上しております。

ハ. 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、会社内規による必要額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社は包装資材及び精密塗工製品等の製造、販売を主な事業とし、これらの製品の販売については製品の引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、製品の引渡時点で収益を認識しております。なお、国内販売については、出荷時から顧客への製品移転時までの期間が通常の間である場合は、出荷時点で収益を認識しております。

取引の対価は履行義務を充足してから概ね6ヶ月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

⑤ その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ. 退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しております。また、執行役員の退職慰労金の支給に備えるため、会社内規による必要額を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異については、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

ロ. 重要な外貨建の資産 又は負債の本邦通貨 への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債並びに収益及び費用は、在外子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	当連結会計年度（千円）
繰延税金資産	72,384

（注）連結貸借対照表においては、繰延税金負債と相殺し、繰延税金負債510,298千円として掲記しております。

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の回収可能性は、将来の税金負担額を軽減する効果を有するかどうかで判断しております。当該判断は、収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性、タックス・プランニングに基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性及び将来加算一時差異の十分性のいずれかを満たしているかどうかにより判断しております。

収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性を判断するにあたっては、一時差異等の解消見込年度及び繰戻・繰越期間における課税所得を見積っております。課税所得は、経営環境等の外部要因に関する情報や当社及び連結子会社が用いている予算などの内部の情報を基に見積っております。

当該見積り及び当該仮定について、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 退職給付債務の算定

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	当連結会計年度（千円）
退職給付に係る負債	301,501
退職給付に係る調整累計額	△136,982

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、確定給付年金制度を設けております。確定給付年金制度の退職給付債務及び関連する勤務費用は、数理計算上の仮定を用いて退職給付見込額を見積り、割引引くことによって算定しております。数理計算上の仮定には、割引率、昇給率等の様々な計算基礎があります。

当該見積り及び当該仮定について、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する退職給付に係る負債及び退職給付に係る調整累計額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

退職給付債務の算定において、割引率の変化が当連結会計年度末の退職給付債務に与える感応度は以下のとおりであります。マイナス(△)は退職給付債務の減少を、プラスは退職給付債務の増加を表しております。感応度分析は、割引率以外のすべての数理計算上の仮定が一定であることを前提としております。

当連結会計年度

	数理計算上の仮定の変化	退職給付債務に与える影響(千円)
割引率	0.5%の上昇	△88,432
	0.5%の低下	98,050

なお、当連結会計年度末の退職給付債務の算定に用いた主要な数理計算上の仮定は下記のとおりであります。

	当連結会計年度
割引率	0.51%
期待運用収益	3.00%
予想昇給率	1.94%

(3) 固定資産の減損

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	当連結会計年度(千円)
有形固定資産	7,479,488
減損損失	-

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

減損損失を認識するかどうかの判定及び使用価値の算定において用いられる将来キャッシュ・フローは、過去3年間の実績数値を基に、資産グループの現在の使用状況や合理的な使用計画等を考慮して見積もっております。

当該見積り及び当該仮定について、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において減損損失が発生する可能性があります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物及び構築物	1,452,099千円
機械装置及び運搬具	1,065,120千円
土地	1,825,673千円
合計	4,342,893千円

② 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	927,500千円
長期借入金	2,008,800千円
合計	2,936,300千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 16,249,729千円

(3) 流動負債のその他のうち、契約負債の金額

契約負債	306千円
------	-------

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 6,377,500株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

(i) 2022年6月29日開催の第74期定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	37,749千円
1株当たり配当金額	7円50銭
配当の基準日	2022年3月31日
配当の効力発生日	2022年6月30日

(ii) 2022年10月31日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	25,166千円
1株当たり配当金額	5円00銭
配当の基準日	2022年9月30日
配当の効力発生日	2022年11月29日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

2023年6月29日開催の第75期定時株主総会において、次のとおり付議いたします。

配当の原資	利益剰余金
配当金の総額	50,332千円
1株当たり配当金額	10円00銭
配当の基準日	2023年3月31日
配当の効力発生日	2023年6月30日

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。余資は主に流動性の高い金融資産で運用しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに電子記録債務は、そのほとんどが5ヶ月以内の支払期日であります。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されております。

借入金は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、弁済日は最長で決算日後6年であります。これらは全て固定金利で調達しており、金利の変動リスクはございません。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

- ・信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権については、与信管理ルールに従い、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、同様の管理を行っております。

- ・市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建ての営業債権債務について、同じ外貨建ての債権債務のリスクは相殺され、その相殺の範囲を超える金額は少額であるため、リスクは僅少であると認識しております。また、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、全て固定金利で調達しております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握しております。

- ・資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。連結子会社についても、同様の管理を行っております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時 価 (千円)	差 額 (千円)
①受取手形	439,607	439,607	—
②電子記録債権	1,408,458	1,408,458	—
③売掛金	2,292,680	2,292,680	—
④投資有価証券(*2)	2,185,518	2,185,518	—
資産計	6,326,264	6,326,264	—
①支払手形及び買掛金	1,392,689	1,392,689	—
②電子記録債務	2,009,396	2,009,396	—
③短期借入金	350,000	350,000	—
④長期借入金	2,936,300	2,919,898	△16,401
負債計	6,688,386	6,671,985	△16,401

(*1) 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) 市場価格のない株式等は、「④投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度(千円)
非上場株式	191,638

(注) 1. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,093,543	—	—	—
受取手形	439,607	—	—	—
電子記録債権	1,408,458	—	—	—
売掛金	2,292,680	—	—	—
合計	6,234,290	—	—	—

2. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	927,500	814,300	508,400	363,400	233,400	89,300

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	2,185,518	—	—	2,185,518
資産計	2,185,518	—	—	2,185,518

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
受取手形	－	439,607	－	439,607
電子記録債権	－	1,408,458	－	1,408,458
売掛金	－	2,292,680	－	2,292,680
資産計	－	4,140,746	－	4,140,746
支払手形及び買掛金	－	1,392,689	－	1,392,689
電子記録債務	－	2,009,396	－	2,009,396
短期借入金	－	350,000	－	350,000
長期借入金	－	2,919,898	－	2,919,898
負債計	－	6,671,985	－	6,671,985

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

受取手形、電子記録債権及び売掛金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

支払手形及び買掛金、電子記録債務並びに短期借入金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローと、返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

6. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント			その他(注)	合計
	包装資材	精密塗工	計		
紙器・樹脂パッケージ	9,602,197	－	9,602,197	－	9,602,197
塗工	－	786,261	786,261	－	786,261
その他	1,787,333	－	1,787,333	521,943	2,309,277
顧客との契約から生じる収益	11,389,531	786,261	12,175,792	521,943	12,697,736
その他の収益	－	－	－	－	－
外部顧客への売上高	11,389,531	786,261	12,175,792	521,943	12,697,736

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、食品・化粧品・医薬部外品等の加工・セットを受託するほか、販促品等の商品を販売しております。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等〔(4) 会計方針に関する事項 ④ 収益及び費用の計上基準〕に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報**① 契約資産及び契約負債の残高等**

	当連結会計年度 (千円)
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	4,046,217
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	4,278,596
契約資産(期首残高)	-
契約資産(期末残高)	-
契約負債(期首残高)	2,310
契約負債(期末残高)	306

顧客との契約から生じた債権は、受取手形、電子記録債権及び売掛金のほか、流動資産のその他に含まれる未収入金及び信託受益権を含んでおります。

契約負債は主に、製品の引渡前に顧客から受け取った対価であり、連結貸借対照表上、流動負債のその他に含まれております。

当連結会計年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債の残高が含まれている金額に重要性はありません。なお、当連結会計年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の額には重要性はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

7. 1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|--------------|-----------|
| ① 1株当たり純資産額 | 1,829円40銭 |
| ② 1株当たり当期純利益 | 9円91銭 |

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

9. その他の注記

該当事項はありません。

計算書類

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	7,174,452
現金及び預金	1,708,489
受取手形	439,607
電子記録債権	1,408,458
売掛金	2,119,349
商品及び製品	499,414
仕掛品	503,304
原材料及び貯蔵品	184,160
前払費用	59,977
その他	252,691
貸倒引当金	△1,000
固定資産	10,731,237
有形固定資産	6,835,820
建物	1,655,015
構築物	101,371
機械及び装置	2,021,731
車両運搬具	10,327
工具、器具及び備品	57,724
土地	2,502,499
建設仮勘定	487,150
無形固定資産	20,233
ソフトウェア	15,994
電話加入権	3,524
その他	714
投資その他の資産	3,875,183
投資有価証券	2,187,218
関係会社株式	166,845
関係会社出資金	1,116,710
関係会社長期貸付金	90,000
長期前払費用	42,881
その他	274,577
貸倒引当金	△3,050
資産合計	17,905,689

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	5,696,622
支払手形	492,233
電子記録債務	2,009,396
買掛金	841,993
短期借入金	350,000
1年内返済予定の長期借入金	927,500
未払金	374,685
未払費用	218,220
未払法人税等	71,687
未払消費税等	7,090
預り金	60,873
賞与引当金	119,000
その他	223,941
固定負債	2,949,814
長期借入金	2,008,800
繰延税金負債	496,427
退職給付引当金	164,518
役員退職慰労引当金	280,068
負債合計	8,646,436
(純資産の部)	
株主資本	8,205,781
資本金	2,244,500
資本剰余金	2,901,824
資本準備金	2,901,800
その他資本剰余金	24
利益剰余金	3,771,446
利益準備金	369,000
その他利益剰余金	3,402,446
固定資産圧縮積立金	232,634
別途積立金	2,400,000
繰越利益剰余金	769,812
自己株式	△711,990
評価・換算差額等	1,053,471
その他有価証券評価差額金	1,053,471
純資産合計	9,259,252
負債純資産合計	17,905,689

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額
売上高	11,808,444
売上原価	9,993,350
売上総利益	1,815,094
販売費及び一般管理費	1,783,785
営業利益	31,308
営業外収益	
受取利息	2,973
受取配当金	68,333
その他	12,903
営業外費用	
支払利息	43,414
その他	153
経常利益	71,951
特別利益	
固定資産売却益	26,125
保険解約返戻金	9,096
受取保険金	27,952
特別損失	
固定資産除却損	7,937
役員退職慰労金	6,579
弔慰金	20,000
お別れの会関連費用	12,259
土地関連費用	5,500
税引前当期純利益	82,848
法人税、住民税及び事業税	53,424
法人税等調整額	△9,813
当期純利益	39,237

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本										
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
						固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	2,244,500	2,901,800	24	2,901,824	369,000	241,180	2,400,000	784,944	3,795,125	△711,990	8,229,459
当期変動額											
固定資産圧縮積立金の取崩						△8,546		8,546	—		—
剰余金の配当								△62,915	△62,915		△62,915
当期純利益								39,237	39,237		39,237
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)											
当期変動額合計	—	—	—	—	—	△8,546	—	△15,131	△23,678	—	△23,678
当期末残高	2,244,500	2,901,800	24	2,901,824	369,000	232,634	2,400,000	769,812	3,771,446	△711,990	8,205,781

	評価・換算差額等				純資産合計			
	その評価	他有差	証券額	債券金				評価差額
当期首残高			1,092,575			1,092,575		9,322,034
当期変動額								
固定資産圧縮積立金の取崩								—
剰余金の配当								△62,915
当期純利益								39,237
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			△39,103			△39,103		△39,103
当期変動額合計			△39,103			△39,103		△62,781
当期末残高			1,053,471			1,053,471		9,259,252

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び 総平均法による原価法

関連会社株式

その他有価証券

市場価格のない株式等

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定しております。）

以外のもの

市場価格のない株式等

総平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品、製品、仕掛品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

原材料、貯蔵品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法

ただし、柏第三工場、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～38年

機械及び装置 10年

② 無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため支給見込額に基づき計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。また、執行役員の退職慰労金の支給に備えるため、会社内規による必要額を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

④ 役員退職慰労引当金

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生時の翌事業年度から費用処理しております。

役員の退職慰労金の支給に備えるため、会社内規による必要額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は包装資材及び精密塗工製品等の製造、販売を主な事業とし、これらの製品の販売については製品の引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、製品の引渡時点で収益を認識しております。なお、国内販売については、出荷時から顧客への製品移転時までの期間が通常の期間である場合は、出荷時点で収益を認識しております。

取引の対価は履行義務を充足してから概ね6ヶ月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(5) その他計算書類作成のための基本となる事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度（千円）
繰延税金資産	70,645

(注) 貸借対照表においては、繰延税金負債と相殺し、繰延税金負債496,427千円として掲記しております。

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の回収可能性は、将来の税金負担額を軽減する効果を有するかどうかで判断しております。当該判断は、収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性、タックス・プランニングに基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性及び将来加算一時差異の十分性のいずれかを満たしているかどうかにより判断しております。

収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性を判断するにあたっては、一時差異等の解消見込年度及び繰戻・繰越期間における課税所得を見積っております。課税所得は、経営環境等の外部要因に関する情報や当社が用いている予算などの内部の情報を基に見積っております。

当該見積り及び当該仮定について、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度（千円）
有形固定資産	6,835,820
減損損失	-

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

減損損失を認識するかどうかの判定及び使用価値の算定において用いられる将来キャッシュ・フローは、過去3年間の実績数値を基に、資産グループの現在の使用状況や合理的な使用計画等を考慮して見積もっております。

当該見積り及び当該仮定について、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌事業年度以降の計算書類において減損損失が発生する可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物	1,452,099千円
機械及び装置	1,065,120千円
土地	1,825,673千円
合 計	4,342,893千円

② 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	927,500千円
長期借入金	2,008,800千円
合 計	2,936,300千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 15,152,508千円

(3) 保証債務

以下の関係会社の輸入信用状取引に対し債務保証を行っております。

TOIN VIETNAM CO., LTD. 14,902千円

(4) 流動負債のその他のうち、契約負債の金額

契約負債 34千円

(5) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

① 短期金銭債権	97,910千円
② 長期金銭債権	90,000千円
③ 短期金銭債務	172千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 売 上 高	106,823千円
② 仕 入 高	3,046千円
③ 営業取引以外の取引高	19,544千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式 1,344,253株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	1,239千円
賞与引当金	36,414千円
役員退職慰労引当金	85,701千円
退職給付引当金	50,342千円
会員権評価損	36,938千円
その他	35,959千円
繰延税金資産小計	246,595千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	－千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△175,949千円
評価性引当額小計	△175,949千円
繰延税金資産合計	70,645千円
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△102,573千円
その他有価証券評価差額金	△464,498千円
繰延税金負債合計	△567,072千円
繰延税金負債の純額	△496,427千円

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
関連会社	Printing Solution Co., Ltd.	タイ王国 (バンコク)	72,000	製造業	(所有) 直接30.0	材料の販売 当社製品の 製造 役員の兼任	配当金の 受取	16,632	－	－

8. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、「連結注記表 6. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しておりますので注記を省略しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|--------------|-----------|
| ① 1株当たり純資産額 | 1,839円62銭 |
| ② 1株当たり当期純利益 | 7円80銭 |

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11. その他の注記

該当事項はありません。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月12日

トーイン株式会社
取締役会 御中

興亜監査法人
東京都千代田区
指 定 社 員 公認会計士 柿原佳孝
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 倉谷祐治
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、トーイン株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、トーイン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月12日

トーイン株式会社
取締役会 御中

興亜監査法人
東京都千代田区
指 定 社 員 公認会計士 柿原佳孝
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 倉谷祐治
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、トーイン株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第75期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第75期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、常勤監査役が子会社の監査役も兼務しており、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人興亜監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人興亜監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月12日

トーイン株式会社 監査役会

常勤監査役 埴淵 正伯 ㊞
監査役 山本 昌平 ㊞
監査役 平澤 勝敏 ㊞
監査役 原 一夫 ㊞

(注) 監査役 山本 昌平氏及び原 一夫氏は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

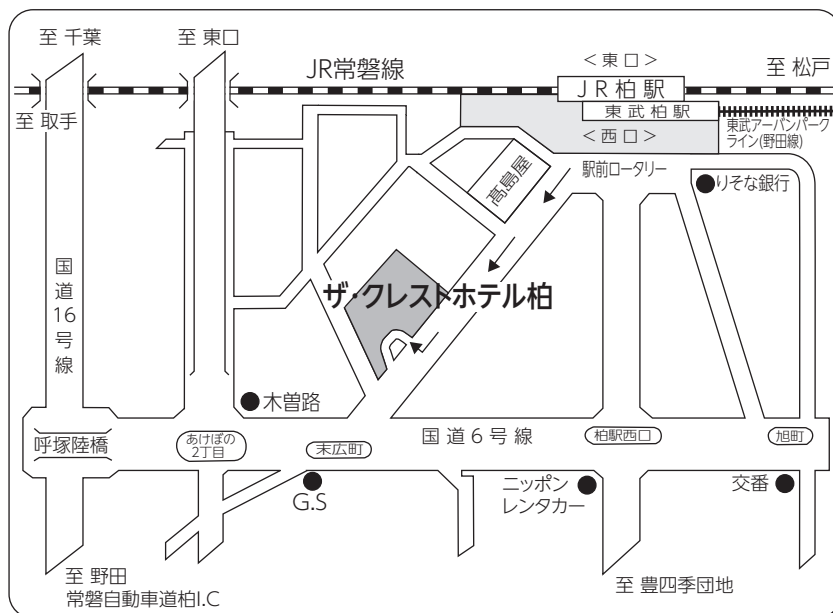
定時株主総会会場ご案内図

会場

ザ・クレストホテル柏 4階 クレストルーム
千葉県柏市末広町14-1 TEL (04) 7146-1111

交通

JR常磐線、千代田線、東武アーバンパークライン（野田線）
柏駅下車 西口より徒歩2分



※駐車場の用意はいたしていませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。